

企画提案仕様書

1 業務名

平和ストーリー動画制作業務

2 業務の概要

平和の尊さを感じられるストーリー動画を制作すること。なお、制作した動画はYouTube 及び本市HPで公開する他、平和PRイベントでの公開等を予定している。

3 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

4 動画内容

(1) 以下の内容を、通して5～8分程度になるよう制作及び編集を行う。なお、構成については事前に委託者と協議を行いながら決定することとする。

ア テーマは、「戦争の無い社会」とする。

イ 平和の尊さを感じられるストーリーとすること。

ウ 強い感銘を受けて深く心を動かすようなストーリーであること。

エ ラストは未来に希望を感じられるものとする。

オ 政治的中立性を損なう恐れがある内容を含まないこと。

(2) 具体的内容

ア 対象年齢は、小学校高学年から中学生程度とする。

イ ストーリーには全てナレーション（又はアテレコ）を入れること。

ウ 登場する者は、人物・動物・架空の生物等は問わない。ただし、実在した人物は不可とする。

エ 作風（アニメーション、絵本風など）は自由とする。

オ BGMや歌は必須とする。（作品の演出として、一部無音にする、効果音を入れる等は自由）

5 業務の内容

以下のとおり、「平和ストーリー動画」の制作に関する一切の業務を行う。

(1) 動画の字幕業務

ア ナレーションやアテレコなどはすべて「字幕」で視覚的に提供する。また、ナレーションとアテレコの区別がつくように工夫すること。

イ 動画内容の代替情報を「字幕」で視覚的に提供する場合は、映像・音声で情報提供しようとしているものと“同等の内容”を提供する。

ウ 「発話」以外の音声も、その動画内容を理解する上で必要な情報である場合は、「字幕」にその内容を織り込む。

エ 字幕や文字の色は、背景色とのコントラスト比「4.5：1」を確保する。

- (2) ストーリーについて
- ア 完全なオリジナルストーリーとすること。
 - イ 歴史的な事実に触れる場合は、史実に基づいて正確に表現し、想像などを含まないようにすること。また、前述の場合は、根拠となる資料を委託者へ事前に提供し、確認すること。
 - ウ 制作した映像は、インターネット及び札幌市公式 YouTube による公開が可能なものとするため、第三者の著作権等を侵害しないよう十分に留意すること。

(3) 映像編集

- ア インターネット用素材の制作として、インターネット掲載用にフォーマット変換する。制作する際は、本市の公式ホームページガイドラインを遵守すること。
- イ 本業務に使用する映像は、委託者が提供するものを除き、新たに制作するものとし、やむを得ず既存の映像を使用する場合は、委託者の許可を得ること。
- ウ その他、取材・撮影の際は新型コロナウイルス感染症の十分な感染対策に努める。

(4) 編集回数

オンライン編集の回数は、委託者と受託者の双方で事前に協議して定めること。

6 成果品

下記の動画データとする。納品時には、内容がわかるようにラベルや盤面印刷等を行う。※ ケースは透明ジュエルケースとする。

- | | |
|--------------------|-----|
| ア ブルーレイディスク | 1 枚 |
| イ DVD-R (DVDビデオ形式) | 1 枚 |
| ウ DVD-R (WMV形式) | 1 枚 |

7 成果品に関する著作権等の取扱い

- (1) 受託者は、この契約による業務の過程で生成された成果品その他の著作物（以下「成果品等」という。）に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利については、成果品等の納入及び検査完了後、直ちに、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のための目的物の改変を行うことができるものとする。
- (3) 受託者は、成果品等について、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 成果品等の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、成果品等に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

- (5) 受託者は、委託者に対し、受託者が成果品等を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (6) 成果品等の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8 環境への配慮について

業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

9 その他

- (1) 受託者は事前に委託者と十分に打ち合わせを行い、本業務が円滑に遂行されるように最大限努めること。
- (2) 本業務に関して問題が生じた場合は、委託者及び受託者双方が協議してこれを処理すること。
- (3) 本業務の遂行に当たり、受託者は委託者の指示に従うものとする。
- (4) 印刷物や展示物は「札幌市広報に関する色のガイドライン」（平成28年2月18日札幌市総務局広報部広報課発行）に則って制作すること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行のために提供されたデータ等について、外部に漏えいがないよう厳重に注意し、適切に業務を行うこと。特に、個人情報を取り扱う際は、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (6) 本業務の遂行に当たり発生した一切のトラブルについては、受託者の費用と責任で解決することとし、委託者に何らかの負担及び損害を被らせないこと。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、安全な実施に支障が生じた際は、内容を変更又は中止とする場合があるため、契約解除又は契約変更に係る取扱いについては、委託者と協議すること。

また契約解除等の時点において、準備等により既に業務が発生し、受託者が費用を負担している場合、当該費用の負担については委託者と受託者とが協議することとし、必要に応じて当該費用を委託者が支払うこと。

10 本業務担当者・成果物提出先

札幌市市民文化局地域振興部区政課平和事業担当 金子

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎13階南側

電話：011-211-2252 FAX：011-218-5156